

大手町地区地域冷暖房施設の変更について

■ 地域冷暖房施設 (DHC) とは

- 一定地域の建物群に対してプラントで製造した冷水、温水、蒸気等の熱媒を導管を通して供給し、冷房、暖房、給湯等を行うシステム

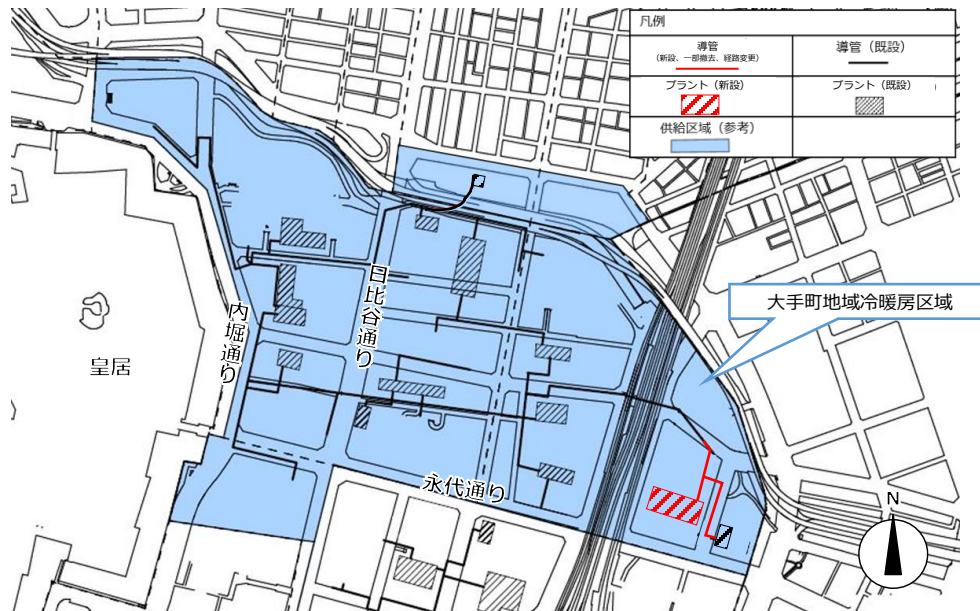
地域冷暖房施設の普及は、汚染物質の低減による環境の保全、効率的なエネルギー供給による省エネルギー化、熱源設備の一元管理による防災性の向上、個別建物の熱源機器設置スペース削減による省スペース化等の効果がある

■ 変更概要・経緯・今後のスケジュール

【名称】大手町地区地域冷暖房施設

【熱発生所施設】大手町メインプラント-2（新設）

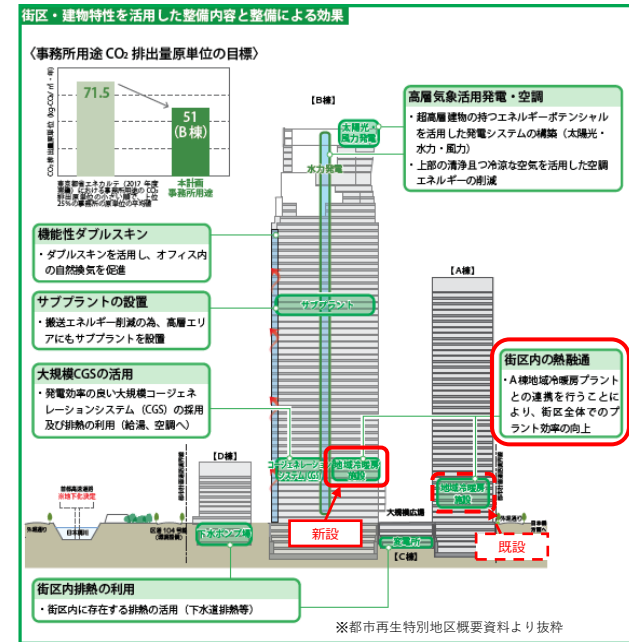
【位置】大手町二丁目



■ 都市計画の位置づけ

- 都市計画法第11条第1項第3号において、「その他の供給施設」を都市施設に定めることができると規定
- 都市計画運用指針（C-3）において、**地域冷暖房施設が都市計画法第11条第1項第3号に定めるその他の供給施設に該当する旨、また、民間企業者により整備されるものであっても、積極的に供給施設を都市計画に定めることが望ましい旨記載**

本件は、都市再生特別地区（大手町地区（D-1街区））の都市再生への貢献要素「環境負荷低減への更なる取組」の1つとして挙げられているDHCの導入について、大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業により整備されるものである。今回、2027年度末に竣工予定のB棟（トーチタワー）の施設計画が固まり、プラントや導管の配置が決まったため、都市計画の手続きを行うものである。



経緯	告示日等	備考
大手町地区都市再生特別地区（D-1街区）の決定	平成28年4月 （令和3年4月変更）	都市再生への貢献メニューとしてDHCが盛り込まれる
大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業の施行認可	平成28年9月	DHCの整備も含めた施行認可
大手町地区地域冷暖房施設の都市計画変更	令和3年4月	常盤橋地区A棟内DHCの整備に先立ち変更

■ 今後のスケジュール

